

国民民主党 雇用対策法・労働基準法・労働契約法改正案【全体像】

雇用対策法改正

※公布日施行

- 基本的理念に ① 正規雇用(無期、直接、フルタイム)を原則としつつ、本人の希望に応じて、公平・適正な待遇等による多様な形態での就業機会の確保
② 採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること を新たに規定
- 国の施策として、労働者の希望に応じた多様な働き方を確保し、職務の価値の適正な評価と待遇の確保 を規定
- 国に基本指針の策定を義務付け

労働基準法改正

※一部を除き、平成31年4月1日施行

労働時間、休息時間等の規制強化

- 高度プロフェッショナル制度の導入
- 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

行わない

1. 労働時間の延長の上限規制（罰則付）

- 原則：月45時間、年360時間
- 臨時：単月100時間、複数月平均80時間、年720時間
- 自動車運転手は、5年後に一般則を適用

2. インターバル（休息時間）規制の導入

- 始業後24時間経過までに、インターバル（休息時間）の付与を義務付け
※ 休息時間は、健康保持、ワークライフバランスを考慮して厚生労働省令で定める

3. 裁量労働制適用の厳格化

- 健康管理時間の記録と上限適用の義務付け
- 専門業務型：対象労働者への事前通知
- 企画業務型：対象労働者の要件厳格化、同意手続の適正化、撤回の法定
労使委員会決議の指針への適合
使用者の報告義務の拡大、厚労大臣による取りまとめ・公表等

4. 割増賃金率の中企業への猶予措置の撤廃

5. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務

6. フレックスタイム制の見直し

7. 週休制の例外についての労使協定の要件化

実効性の担保・確保

8. 労働時間管理簿の調製・記入等の義務付け

- 使用者の(1)「労働時間管理簿」の調製義務、(2)各労働者について日ごとの始業・終業時刻や労働時間等の記入義務、(3)保存義務（3年間）を規定
- 本人等への開示手続

9. 法令違反行為を行った場合の氏名等の公表

10. 企画業務型裁量労働制の利用を中止させる制度

11. 罰則の強化及び新設

- 1.「労働時間規制」違反（違法な時間外労働をさせた者）の罰則を強化
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に引上げ
- 2.「インターバル（休息時間）規制」違反 → 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 8.「労働時間管理簿の調製等」違反 → 30万円以下の罰金

検討規定

- 施行後3年目途で、新労働基準法全般
- 法人重科制度の導入も含めた労働時間等に関する規定に違反する行為に対する罰則の在り方
- 管理監督者等に係る労働時間等に関する規定の適用除外
- 建設業に係る特例の廃止
- 給特法の改廃を含めた教育職員の長時間労働規制
- 労働基準法上の債権に関する消滅時効の期間
- 過半数労働組合がない事業場における労働者の過半数を代表する者の民主的な選出方法等
- 副業・兼業に関する労働者等の保護
- フリーランスに関する労働者に準じた保護

労働契約法改正

※平成31年4月1日施行

労働契約について、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきことを規定